

電波法施行規則の一部を改正する省令案等についての意見募集の結果
－ 分電盤に関する規定の改正等 －

総務省は、電気事業法施行規則の改正に伴い電波法施行規則等の分電盤に関する規定を改正するため、電波法施行規則の一部を改正する省令案等について、平成 29 年 4 月 27 日（木）から同年 5 月 31 日（水）までの間、意見募集を行いました。その結果、4 件の意見の提出がありましたので、提出された意見及びそれに対する総務省の考え方を公表します。

1 経緯

総務省は、分電盤に関する規定について、電波法施行規則第 44 条第 2 項第 2 号における引用法令の改正に伴う修正を行うため、平成 29 年 4 月 27 日（木）から同年 5 月 31 日（水）までの間、意見募集を行いました。

2 意見募集の結果

意見募集の結果、4 件の意見の提出がありました。提出された意見及びそれに対する総務省の考え方は別紙のとおりです。

3 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、速やかに省令等の改正を行う予定です。

【関連報道資料】

電波法施行規則の一部を改正する省令案等についての意見募集

－分電盤に関する規定の改正等－

（平成 29 年 4 月 26 日報道発表）

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kiban16_02000145.html

連絡先

住 所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部電波環境課

担 当：谷口電波監視官、柴田電磁障害係長

電 話：（直通）03-5253-5905

（代表）03-5253-5111 内線 5905

F A X：03-5253-5914

E-mail：densyokakar i_atmark_soumu.go.jp

※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」として表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。